

29年度決算 社会保障関係費内訳

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

（歳入）・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 62,042 千円

（歳出）・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,250,404 千円

※社会保障4経費とは、いわゆる「年金・医療・介護・子育て」に係る経費を指します。

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	決算	財源内訳						
		特定財源				一般財源		
		国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の地方消費税交付金）	その他	
地方単独事業	総合福祉	34,564					2,532	32,032
	医療	192,073		61,734		2,134	9,391	118,814
	介護・高齢者福祉	106,532		978		22,088	6,114	77,352
	子ども・子育て	193,516		106		19,444	12,743	161,223
	障害者福祉	19,384		730			1,366	17,288
	小計	546,069	0	63,548	0	43,666	32,146	406,709
国庫補助事業	子ども・子育て	122,646	71,354	25,111		1,066	1,840	23,275
	医療	133,065	10,529	6,206			8,521	107,809
	障害者福祉	186,505	93,262	46,525			3,422	43,296
	介護・高齢者福祉	188,417	20,915	10,725		10,505	10,714	135,558
	小計	630,633	196,060	88,567	0	11,571	24,497	309,938
投資的経費 他	保育所施設	1,037					76	961
	学校教育施設	46,881					3,434	43,447
	その他社会福祉	25,784					1,889	23,895
								0
	小計	73,702	0	0	0	0	5,399	68,303
合計	1,250,404	196,060	152,115	0	55,237	62,042	784,950	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当します。